

郡山市浄化槽設置整備事業補助申請手引き

令和 7 (2025) 年 4 月改正

郡山市上下水道局営業課 浄化槽係

目次

0.	主な変更事項.....	2
1.	補助制度の概要.....	4
(1)	補助対象地域.....	4
(2)	補助対象者.....	4
①	湖南地区以外.....	4
②	湖南地区.....	4
(3)	補助対象浄化槽.....	4
(4)	補助金額上限.....	5
①	湖南地区以外（転換に限る）.....	5
②	湖南地区（転換の場合）.....	5
③	湖南地区（新築等、転換以外）.....	5
(5)	補助の要件.....	5
①	共通事項.....	5
②	設置費.....	6
③	撤去費（転換の場合に限る）.....	6
④	宅内配管工事費（転換の場合に限る）.....	7
2.	補助金交付までの流れ.....	9
3.	注意事項.....	10
(1)	交付申請関係.....	10
(2)	変更交付申請関係.....	11
(3)	実績報告関係.....	12
(4)	浄化槽設置工事施工関係.....	14
(5)	宅内配管工事関係.....	16
①	配管工事について.....	16
②	升の構造について.....	16
(6)	産業廃棄物処理関係.....	18

別紙「工事写真例」

別紙「産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る注意事項」

0. 主な変更事項

令和 7 年 4 月

項目	内容	備考
様式変更	以下の書類を様式化 ● 補助金振込口座報告書（要綱 3 号様式の 2（第 6 条関係）） ● 郡山市浄化槽設置整備事業補助申請に関する確認書（要綱第 3 号様式の 3（第 6 条関係）） ● 施工確認チェックリスト（要綱第 6 号様式（第 10 条関係））	各書類の左上に○号様式との記載が入る以外は変更なし
その他	「お客様サービス課」を「営業課」、「開発建築指導課」を「開発建築法務課」にそれぞれ変更	

令和 6 年 4 月

項目	内容	備考
補助金額上限	● 湖南地区での転換以外（新築等）の場合の、設置費を 11 万円増額（R6.4.1～）	<u>新規</u>

令和 5 年 12 月

項目	内容	備考
補助対象地域	● 浄化槽処理促進区域内に変更	名称の変更だけで、実際の対象区域は変更なし
補助対象浄化槽	● 環境配慮型浄化槽に限定	<u>新規</u>
補助の要件	● 撤去費の要件に完全撤去を明文化	取扱いは従来と変更なし
	● 配管工事費利用時の縦断図添付を明文化	
注意事項 （１）交付申請関係	● 補助金交付申請時の添付書類に「設置補助事業補助申請に関する確認書」を明文化	取扱いは従来と変更なし

(2) 変更交付 申請関係	● 変更交付申請を明文化	取扱いは従来と変更なし
(3) 実績報告 関係	● 領収書の白黒コピーが不鮮明な場合の カラー画像での提出を明文化	<u>新規</u>
	● (リフォーム等で下請けとして施工する 場合) 実績報告書添付書類に施工体制 表を追加	
(5) 配管工事 関係	● 配管工事の際に、市街化区域内の場合 は、勾配 100 分の 2 以上が望ましい 旨を追加	<u>新規</u>
(6) 産業廃棄 物処理関係	● 産業廃棄物処理関係を明文化	施工体制表を追加 それ以外の取扱いは従来と変 更なし

令和 5 年 4 月

補助金額上限	● 汲み取り便槽からの転換時の設置費を 減額	<u>新規</u>
	● 撤去費を各 3 万円増額	
	● 汲み取り便槽からの転換時の配管工事 費を対象化	
(2) 変更交付 申請関係	● 変更交付申請に係る軽微な変更を規定	<u>新規</u>

1. 補助制度の概要

(1) 補助対象地域

浄化槽処理促進区域内（※）

（※）浄化槽処理促進区域とは、「公共下水道等の供用開始区域及び事業計画区域」「農業集落排水事業区域」を除く郡山市内全域です。

なお、申請予定箇所が浄化槽処理促進区域に該当するか、必ず事前に営業課（浄化槽係）にお問い合わせください。



浄化槽処理促進区域
（郡山市ウェブサイト）

(2) 補助対象者

① 湖南地区以外

単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換（※）により、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する個人

（※）転換とは、既存の建物の一部または全部を残して合併処理浄化槽を設置すること（リフォーム等）

② 湖南地区

専用住宅等に窒素りん除去型の合併処理浄化槽を設置する個人

湖南地区の場合、転換以外（新築等）で合併処理浄化槽を設置する個人も対象

(3) 補助対象浄化槽

以下のすべてに適合すること。

- 10人槽以下
- 浄化槽法第4条第2項の構造基準に適合
- BOD除去率90%以上かつ放流水のBODが20mg/l以下
- 環境配慮型浄化槽であること
（対象機種は右のQRコードから確認してください）



- (湖南町においては) 窒素及びリン除去型浄化槽 (放流水の総窒素濃度が 1 0 mg/ℓ以下及び総リン濃度が 1 mg/ℓ以下) であること

(4) 補助金額上限

① 湖南地区以外 (転換に限る)

	設置費	撤去費	宅内配管工事費	合計
5人槽	332,000 円	単独処理浄化槽 120,000 円 汲み取り便槽 90,000 円	300,000 円	単 752,000 円 汲 722,000 円
6・7人槽	414,000 円			単 834,000 円 汲 804,000 円
8・10人槽	548,000 円			単 968,000 円 汲 938,000 円

② 湖南地区 (転換の場合)

	設置費	撤去費	宅内配管工事費	合計
5人槽	932,000 円	単独処理浄化槽 120,000 円 汲み取り便槽 90,000 円	300,000 円	単 1,352,000 円 汲 1,322,000 円
6・7人槽	1,222,000 円			単 1,642,000 円 汲 1,612,000 円
8・10人槽	1,696,000 円			単 2,116,000 円 汲 2,086,000 円

③ 湖南地区 (新築等、転換以外)

	設置費	撤去費	宅内配管工事費	合計
5人槽	724,000 円			724,000 円
6・7人槽	963,000 円			963,000 円
8・10人槽	1,353,000 円			1,353,000 円

(5) 補助の要件

① 共通事項

- 店舗兼住宅の場合、延床面積の 2 分の 1 以上が住宅部分であること
- 次の各号に該当する場合は補助金を交付できません
 - 浄化槽設置届 (浄化槽法第 5 条) を提出せずに浄化槽を設置する者
 - 販売を目的として浄化槽付きの住宅を建築する者

- 住宅を借りている者で貸人の承諾を得られないもの
- 浄化槽を継続的に使用しない者
- 郡山市税等に滞納がある者（滞納の有無は、市が担当部局に照会します）
- （湖南町の区域において）10年以内に当該補助金を利用して設置した窒素及びリン除去型浄化槽を廃して設置する者
- 補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに市の竣工検査を受けられない者
- 県に浄化槽工事業に係る登録（浄化槽法第21条）又は届出（同法第32条）をした浄化槽工事業者以外の者が施工したもの

② 設置費

- 浄化槽の設置経費に対する補助
- 本体経費、本体工事経費、ブロワ設置経費を含む

③ 撤去費（転換の場合に限る）

- 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去経費に対する補助
- 撤去工事費、清掃及び消毒経費、撤去後の産業廃棄物のリサイクル経費を含む
- 対象は、転換の場合に限る（湖南町で新築の場合は対象外）
- 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を**完全撤去**(※)すること

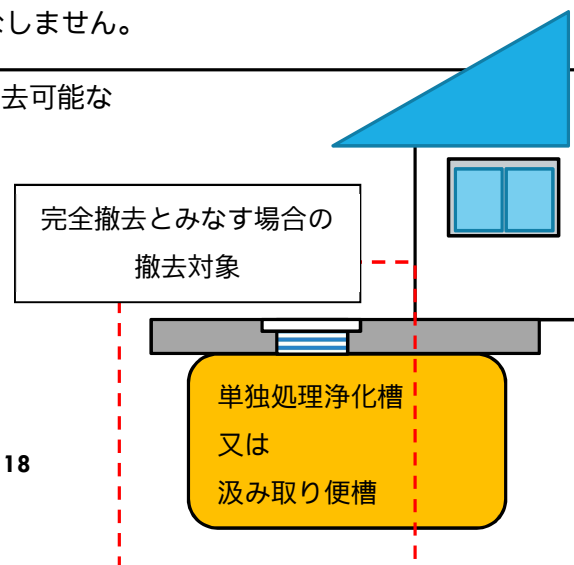
(※) 完全撤去とは、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽本体の他、スラブコンクリート及び部材等全てを撤去することを指します。

建物の基礎と浄化槽等が一体化している場合にあっては、**建物の外壁より外の部分を全て撤去すれば撤去補助の対象となります（下図参照）**

なお、その場合も、将来的に建物の取り壊し等を行う際には、併せて残置物を撤去すること

埋め殺しは完全撤去とはみなしません。

- 完全撤去が困難な場合も、撤去可能な部分は全て撤去すること
- 上記の建物の基礎と一体化している場合も含め、完全撤去が困難な場合は、補助金交付申請前に担当者まで相談すること



- 産業廃棄物の処理に当たっては、後述の「注意事項」－「産業廃棄物処理関係」も参照すること

単独処理浄化槽や汲み取り便槽を廃止する場合は、それらを他の目的で使用する場合や、撤去すると家屋の安全に支障を及ぼすおそれがある場合を除いては、コンクリート打設等の付帯工事部分を含めて完全撤去するとともに適正に処理する必要があります。

なお、上記の理由以外で廃止した浄化槽等を撤去せずに放置する行為は、廃棄物の不法投棄となります。

(参考、不法投棄に関する罰則)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）より抜粋

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

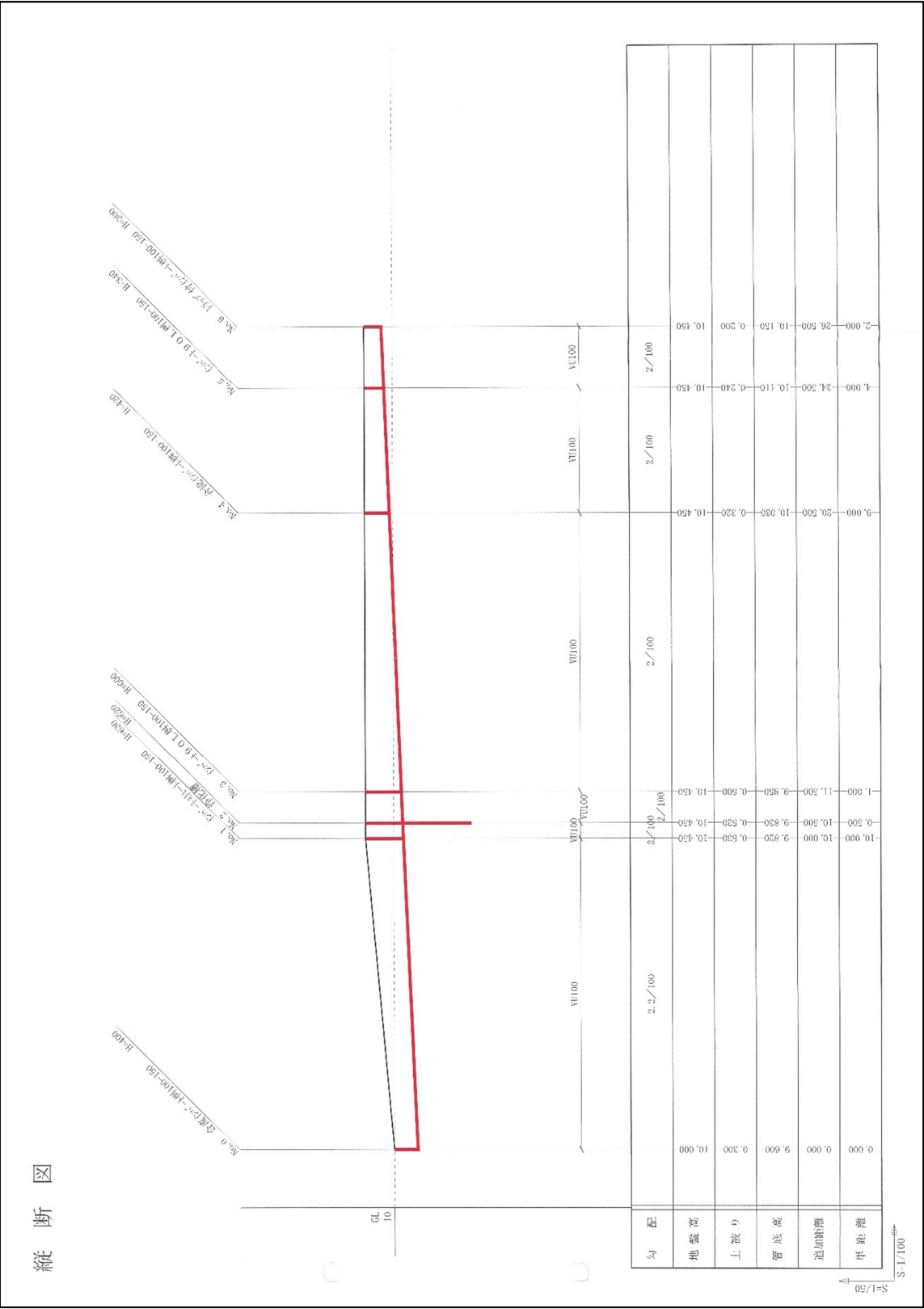
第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 **三億円以下の罰金刑**

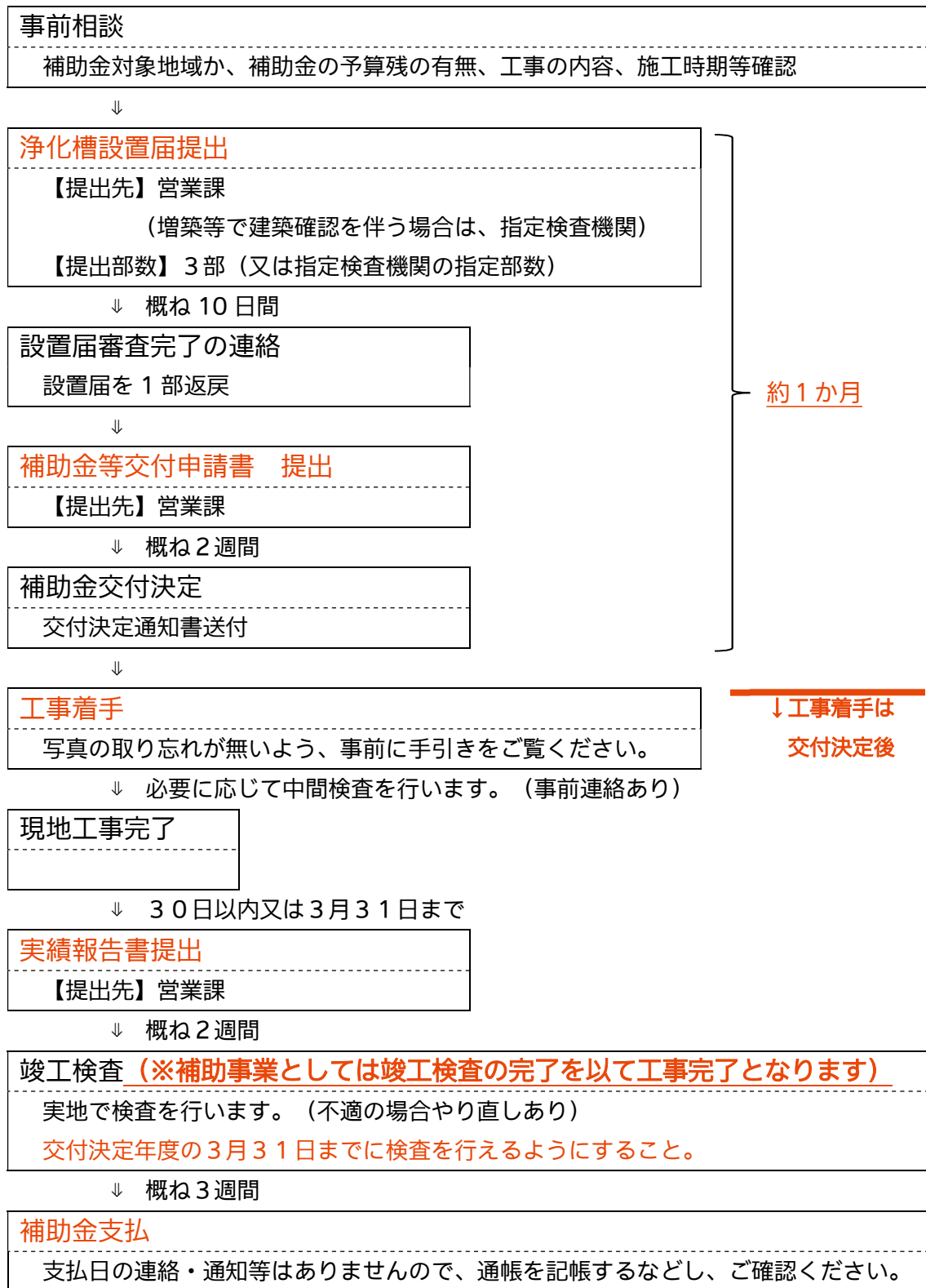
④ 宅内配管工事費（転換の場合に限る）

- 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置経費に対する補助
- 対象は、転換の場合に限る（湖南町で新築の場合は対象外）
- 水回りの位置変更を伴うような大規模な改築（リフォーム）工事の場合は、対象外
 - 宅内配管工事費は、転換（公共用水域の水質保全）のための配管工事というよりも、水回りの位置変更（施主都合）のための配管工事に伴う改修とみなすため
- 上記に該当するか、判断が必要な場合は、補助金交付申請前に担当者まで相談すること
- 宅内配管工事費に係る補助金を申請する際は、勾配等を記入した**縦断図（次ページ参照）**を添付すること。

縦断面図 (例)



2. 補助金交付までの流れ



3. 注意事項

(1) 交付申請関係

- 交付申請書は、必ず工事着手前に提出すること
- 補助金等交付申請書の申請人欄には自署又は記名押印が必要
 - 自署・・・申請人自ら署名すること
 - 記名・・・印字したもの又はゴム印等
- 交付申請に当たっては、以下の書類を添付すること

- 事業計画書（第1号様式、押印不要）
- 見積書の写し
- 設置場所の案内図（付近の見取図）
 - 放流経路を朱書きで記載すること。
 - A4判で1枚提出
- 建築物の平面図及び浄化槽の設置位置（フロアー含む）を示す図面（配置配管図）
 - 排水管は朱書きとする。
（既設排水管を使用する部分がある場合、破線で記載すること。）
- 縦断図（配管工事費補助を利用する場合）
- 福島県浄化槽生涯保証システムに基づく保証登録証（市町村用）
- 設置浄化槽の構造図（認定シート）
- 浄化槽設備士免状の写し
 - 昭和62年度以前に取得した者は、特別講習会修了証書の写しも併せて添付
- 収支予算書（第2号様式、押印不要）
- 工事請負契約書の写し
- 浄化槽設置届出書の写し
- 建築確認済証の写し（※建築確認申請が必要な場合）
- 設置しようとする浄化槽の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）（押印不要）
- 郡山市税等の納付確認による同意書（第3号様式、押印不要）
- 撤去しようとする単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の位置図及び写真（転換に該当する場合に限る）
 - 位置図については配置配管図に記載することも可。
- 補助金振込口座報告書（押印不要）
- 誓約書（押印不要）
- 設置補助事業補助申請に関する確認書（押印不要）

（留意事項）

- 各書類はホチキス止め不要
- 補助金の申請は、工事着手予定日から十分な期間を空けて提出すること
- 補助金等交付申請書、補助金等内容変更等承認申請書、補助事業等実績報告書に使用する印は、全て同じものを使用すること
- 工事着手予定日については、可能な限り正確な予定日を記載し、工事完了予定日は余裕をもって設定すること

- 補助金振込口座報告書については、口座番号、名義人等に間違いがないよう正確に記入すること
- 建築物の平面図等、各図面については、最大でもA3判までとすること
- 本手引きを熟読のうえ、申請手続きを行うこと

(2) 変更交付申請関係

- 申請内容に変更がある場合は、事前に補助金等内容変更等承認申請書及び市が指示する添付書類を提出すること
また、軽微な変更（以下に記載）に該当する場合であっても、必ず事前に相談すること
- 補助金等内容変更等承認申請書の申請人欄には自署又は記名押印が必要
- 次のいずれにも該当する場合は変更交付申請が不要（軽微な変更）
 - 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
 - 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
 - ◇ 例：
 - 工期の変更
 - 申請者の住所変更
 - 添付図面の変更
 - 工事を担当する浄化槽設備士の変更
- 上記の軽微な変更に該当する場合も、必ず事前に担当者に相談すること

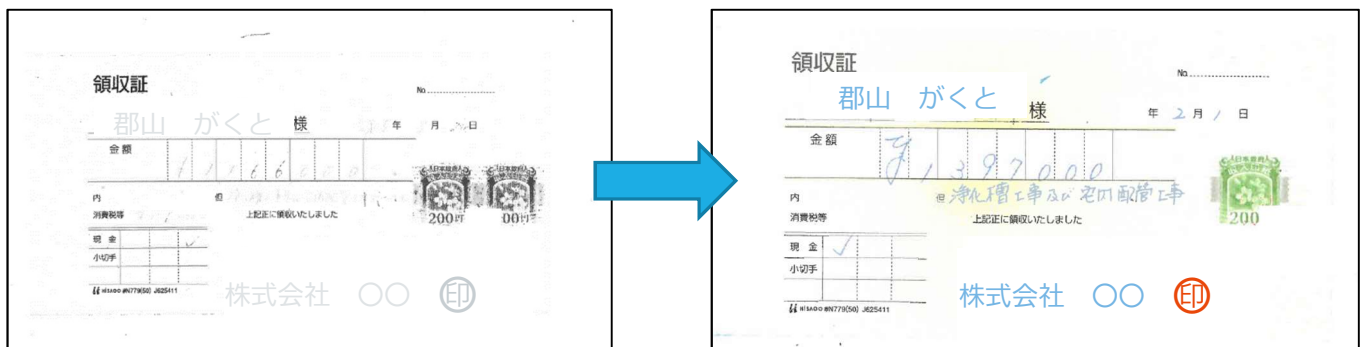
(3) 実績報告関係

- 工事完了後 1 ヶ月以内または 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること
- 補助事業等実績報告書の申請人欄には自署又は記名押印が必要
- 実績報告に当たっては、以下の書類を添付すること

- 補助事業工事完了届（第 4 号様式、押印不要）
- 収支決算書（第 5 号様式、押印不要）
- 領収書の写し（白黒コピーが不鮮明な場合は、カラー画像等で提出すること。本頁下部参照）
- 浄化槽法定検査依頼書（ハガキを持参して下さい。）
- 浄化槽保守点検業及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（浄化槽保守契約の契約日及び委託期間開始日は、使用開始日以前の日付とする。）
- 浄化槽設置工事の写真（※別紙のとおり）
- 撤去した単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び産業廃棄物管理票（A 票）の写し
（転換に該当する場合に限る）
- （マニフェストの排出事業者名が浄化槽施工業者と異なる場合）施工体制表（次頁参照）
- （PC 板を使用する場合）日本工業規格適合性認証書（次頁参照）
- （PC 板を使用する場合）領収書又は納品書（次頁参照）
- 竣工図（配置配管図、縦断図ほか）
- 施工確認チェックリスト
- 実績報告提出書類チェックリスト

- 3 月 31 日までに市の竣工検査を受検できるよう、日付を逆算して提出すること
- 申請内容からの変更が無い再確認するとともに、変更がある場合は事前に担当に相談すること
- マニフェストの排出事業者は、原則的に浄化槽施工業者名とすること
ただし、リフォームの一環で建設業者等の下請けとして転換工事を行う場合は、工事の元請け業者を排出事業者とするとともに、排出事業者と浄化槽施工業者との関係が分かる施工体制表（次頁参照）を提出すること
- マニフェストの事業場は、浄化槽工事現場とすること

領収書の白黒コピーが不鮮明となる場合は、カラー画像で提出すること



〇〇様邸 施工体制表 (例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日
浄化槽工事施工業者：〇〇有限会社

申請者：	〇〇 〇〇
建築：	〇〇建設株式会社
設備：	有限会社〇〇設備
浄化槽工事：	〇〇有限会社

施工体制表には、マニフェストに記載された排出事業者と浄化槽施工業者の関係を簡潔に記載すること



Certification for Japanese Industrial Standards
日本産業規格

藤岡コンクリート工業株式会社
産業標準化法第30条第1項に基づき、当該日本産業規格への適合を認証いたしました。

認 証 番 号：TC0307461

認証取得者の氏名及び名称：藤岡コンクリート工業株式会社
住 所：群馬県藤岡市小林735番地

証 工 業 品 の 名 称：プレキャスト無筋コンクリート
プレキャスト鉄筋コンクリート

認証に係る JIS 番号：JIS A 5371, JIS A 5372

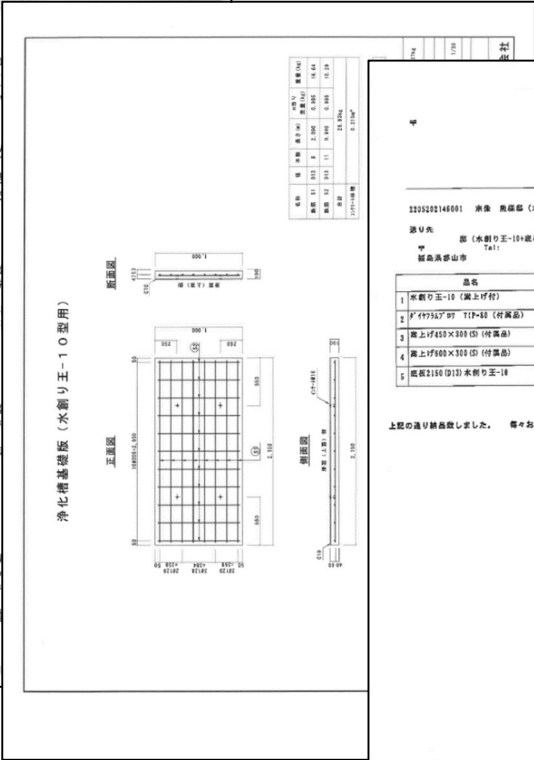
認 証 の 区 分：I 類

工場及び事業所の名称：藤岡コンクリート工業株式会社
所 在 地：群馬県藤岡市小林735番地

「認証の範囲」、「認証マーク等の表示」、「付記事項」の日本産業規格適合性認証書附属書による。

認 証 契 約 日：2008年2月20日
有 効 期 限：2023年2月19日


 一般財団
Japan Trade
振興会
東京都市
振興会
理事



PC 板関係書類 (例)

納品書

ニッコー株式会社
佐竹営業所
〒383-0843
宮城県仙台市宮城野区佐竹町1-1
TEL: 022-239-5234 FAX: 022-239-8354

御中

220502146001 納品 鹿沼郡 (水戸市五-15+鹿沼)

送り先 郡 (水戸市五-15+鹿沼)
〒 鹿沼市
Tel:

品名	コード	数量	単価	金額	備考
1 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700000	1	200.000	200.000	
2 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700001	1	0	0	
3 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700002	1	0	0	
4 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700003	1	0	0	
5 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700004	1	0	0	
6 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700005	1	0	0	
7 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700006	1	0	0	
8 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700007	1	0	0	
9 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700008	1	0	0	
10 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700009	1	0	0	
11 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700010	1	0	0	
12 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700011	1	0	0	
13 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700012	1	0	0	
14 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700013	1	0	0	
15 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700014	1	0	0	
16 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700015	1	0	0	
17 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700016	1	0	0	
18 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700017	1	0	0	
19 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700018	1	0	0	
20 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700019	1	0	0	
21 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700020	1	0	0	
22 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700021	1	0	0	
23 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700022	1	0	0	
24 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700023	1	0	0	
25 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700024	1	0	0	
26 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700025	1	0	0	
27 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700026	1	0	0	
28 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700027	1	0	0	
29 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700028	1	0	0	
30 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700029	1	0	0	
31 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700030	1	0	0	
32 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700031	1	0	0	
33 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700032	1	0	0	
34 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700033	1	0	0	
35 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700034	1	0	0	
36 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700035	1	0	0	
37 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700036	1	0	0	
38 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700037	1	0	0	
39 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700038	1	0	0	
40 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700039	1	0	0	
41 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700040	1	0	0	
42 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700041	1	0	0	
43 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700042	1	0	0	
44 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700043	1	0	0	
45 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700044	1	0	0	
46 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700045	1	0	0	
47 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700046	1	0	0	
48 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700047	1	0	0	
49 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700048	1	0	0	
50 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700049	1	0	0	
51 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700050	1	0	0	
52 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700051	1	0	0	
53 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700052	1	0	0	
54 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700053	1	0	0	
55 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700054	1	0	0	
56 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700055	1	0	0	
57 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700056	1	0	0	
58 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700057	1	0	0	
59 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700058	1	0	0	
60 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700059	1	0	0	
61 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700060	1	0	0	
62 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700061	1	0	0	
63 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700062	1	0	0	
64 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700063	1	0	0	
65 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700064	1	0	0	
66 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700065	1	0	0	
67 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700066	1	0	0	
68 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700067	1	0	0	
69 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700068	1	0	0	
70 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700069	1	0	0	
71 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700070	1	0	0	
72 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700071	1	0	0	
73 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700072	1	0	0	
74 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700073	1	0	0	
75 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700074	1	0	0	
76 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700075	1	0	0	
77 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700076	1	0	0	
78 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700077	1	0	0	
79 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700078	1	0	0	
80 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700079	1	0	0	
81 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700080	1	0	0	
82 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700081	1	0	0	
83 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700082	1	0	0	
84 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700083	1	0	0	
85 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700084	1	0	0	
86 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700085	1	0	0	
87 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700086	1	0	0	
88 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700087	1	0	0	
89 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700088	1	0	0	
90 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700089	1	0	0	
91 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700090	1	0	0	
92 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700091	1	0	0	
93 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700092	1	0	0	
94 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700093	1	0	0	
95 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700094	1	0	0	
96 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700095	1	0	0	
97 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700096	1	0	0	
98 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700097	1	0	0	
99 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700098	1	0	0	
100 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700099	1	0	0	
101 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700100	1	0	0	
102 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700101	1	0	0	
103 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700102	1	0	0	
104 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700103	1	0	0	
105 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700104	1	0	0	
106 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700105	1	0	0	
107 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700106	1	0	0	
108 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700107	1	0	0	
109 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700108	1	0	0	
110 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700109	1	0	0	
111 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700110	1	0	0	
112 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700111	1	0	0	
113 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700112	1	0	0	
114 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700113	1	0	0	
115 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700114	1	0	0	
116 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700115	1	0	0	
117 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700116	1	0	0	
118 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700117	1	0	0	
119 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700118	1	0	0	
120 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700119	1	0	0	
121 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700120	1	0	0	
122 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700121	1	0	0	
123 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700122	1	0	0	
124 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700123	1	0	0	
125 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700124	1	0	0	
126 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700125	1	0	0	
127 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700126	1	0	0	
128 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700127	1	0	0	
129 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700128	1	0	0	
130 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700129	1	0	0	
131 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700130	1	0	0	
132 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700131	1	0	0	
133 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700132	1	0	0	
134 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700133	1	0	0	
135 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700134	1	0	0	
136 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700135	1	0	0	
137 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700136	1	0	0	
138 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700137	1	0	0	
139 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700138	1	0	0	
140 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700139	1	0	0	
141 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700140	1	0	0	
142 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700141	1	0	0	
143 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700142	1	0	0	
144 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700143	1	0	0	
145 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700144	1	0	0	
146 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700145	1	0	0	
147 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700146	1	0	0	
148 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700147	1	0	0	
149 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700148	1	0	0	
150 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700149	1	0	0	
151 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700150	1	0	0	
152 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700151	1	0	0	
153 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700152	1	0	0	
154 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700153	1	0	0	
155 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700154	1	0	0	
156 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700155	1	0	0	
157 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700156	1	0	0	
158 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700157	1	0	0	
159 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700158	1	0	0	
160 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700159	1	0	0	
161 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700160	1	0	0	
162 水戸市五-15 (鹿沼)	01170700161	1			

(4) 浄化槽設置工事施工関係

浄化槽の設置工事の施工に当たっては、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 3 項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び厚生省通知、浄化槽の設計・施工上の運用指針等に基づき、適切な施工に努めること

- 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況に応じて、適切な工法をとること
- 土砂が崩壊しないよう関係法令等に基づき、山留工事等を行うこと
(関係法令等…建築基準法施行令第 136 条の 3、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令第 1 条等)
- 基礎コンクリートは十分強度が出るまで養生し、**打設した日に浄化槽を設置することのないよう**注意すること

【基礎等の厚さの例】

種 別		基礎などの厚さ〔mm〕	
		処理種別および処理対象人員	
		小規模合併処理	合併処理
		50 人以下	51～500 以下
再生砕石又は切込砕石		100 以上	150 以上
捨てコンクリート		50 以上	50 以上
鉄筋コンクリート	コンクリート厚さ	150（100）以上	200 以上
	配 筋	D10—200@ （シングル）	D13—200@ （ダブル）

「公共建築工事標準仕様書 令和 4 年度版」、「SHASE-S010-2013 空気調和・衛生設備工事標準仕様書」より抜粋

※ D は異形鉄筋、@ は鉄筋中心間隔

- 建築物の基礎に近接した部分、駐車場の側及び地下水位の高い所は、土圧等の外力により浄化槽本体に過度の荷重がかかり、槽本体の変形や破損等を招くおそれがあるので、当該箇所への設置を避けること
 - やむを得ず設置する場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリート造の擁壁を設ける等、土圧等の外力の影響を少なくなるように設置すること。
- 槽の水張りは、埋め戻しの前に必ず行うこと
また、漏水の確認も実施すること
なお、埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻すこと。発生土による埋め戻しは行わないこと
- 嵩上げは、0.3m 以内とし、それを超える場合は、ピット構造とすること

ピット構造とする場合、ピットの上面には縞鋼板製の蓋を設け、ピット内には排水溝を設けること

- 内部配管等においては、必ず点検口、掃除口を設置すること
- 湧水があることが判明した場合は、かま場を設け、ポンプで排水しながら作業を行うこと
- 雨水が入る排水設備を除いたすべての生活排水設備を浄化槽に接続すること
- その他、関係法令及び各メーカーの施工要領書に基づき、適切に工事を行うこと
- 別紙「工事写真例」を参照し、写真の撮り漏れが無いようにすること

浄化槽法第 29 条第 3 項の規定に基づき、浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

また、同法第 30 条の規定に基づき標識を掲げなければならない。

(5) 宅内配管工事関係

宅内配管工事（浄化槽への流入管、升及び浄化槽からの放流管の設置工事）の施工に当たっては、下水道法施行令及び下水道排水設備指針に基づき、適切な施工に努めること。

① 配管工事について

- 流入管きよ及び放流管きよの勾配は、管径の 100 分の 1 以上とすること
ただし、市街化区域内においては、将来的な下水道整備を見越して、勾配 100 分の 2 以上とすることが望ましい
- 流入管きよの配管工事について以下の点に留意して施工すること
 - I. 原則、各器具からの排水管は、屋外に出すこと
 - II. 配管は、最短距離にすること
 - III. 生活排水は、すべて接続すること
 - IV. 雨水や工場排水は、接続してはならない
 - V. 野外（足）洗い場の排水は、接続しない
 - VI. 既存の配管を利用する場合は、老朽化による破損等がないか確認すること
 - VII. 臭突口に流入管きよを接続しないこと
- 流入管及び放流管は露出せず、最小土被りは 0.2m とすること
- 放流管きよの配管工事について以下の点に留意して施工すること
 - I. 放流先は、放流口と放流水路（側溝等）との水位が適切に保たれ、逆流のおそれがない位置とすること
 - II. 臭気対策を講じない場合は、原則放流水を雨水升に接続しないこと

② 升の構造について

- 流入管きよの配管工事において、升は全てインバート升とする
ただし、浄化槽から発生する臭気が流入する場合、それを防止するため導入管きよにトラップを付ける必要があるが、以下の事項に留意すること
 - I. 二重トラップとならないこと（例えば、風呂場の排水管にトラップがついている場合は、屋外配管の始点に設ける升は、トラップ升としてはならない。）
 - II. 臭気や、衛生害虫等の移動を有効に防止できること
 - III. 汚物等が沈殿しない構造とすること
 - IV. 容易に掃除ができること
 - V. トイレからの排水管の合流部については、段差付升を使用すること
- 起点、屈曲点、合流点及び管径や勾配の変化するところに升を設置すること

また、升の設置については、管路の升と升又は升と浄化槽流入口までの距離が管径の 120 倍を超えない距離で設置すること

(6) 産業廃棄物処理関係

- 撤去した廃棄物は適正に処理するとともに、実績報告時に関連する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の A 票の写しを添付すること
 - 関連する産廃の例
 - ✧ 廃プラスチック（浄化槽本体、臭突管、配管等）
 - ✧ コンクリートがら（スラブ、汲み取り便槽本体当）
- マニフェストの排出事業者は原則的に浄化槽施工業者名とすること
ただし、リフォームの一環で建設業者等の下請けとして転換工事を行う場合は、工事の元請け業者を排出事業者とするとともに、排出事業者と浄化槽施工業者との関係が分かる施工体制表を提出すること

〇〇様邸 施工体制表（例）	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
浄化槽工事施工業者：〇〇有限会社	
申請者：	〇〇 〇〇
建築：	〇〇建設株式会社
設備：	有限会社〇〇設備
浄化槽工事：	〇〇有限会社

施工体制表には、マニフェストに記載された排出事業者と浄化槽施工業者の関係を簡潔に記載すること

- マニフェストの排出事業場は浄化槽工事現場とすること
 - 記載例：郡山市〇〇町字〇〇 1 2－3 〇〇〇〇様宅
- 引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること
- 交付したマニフェストの写しは管理票を交付した日から 5 年間保存すること
- マニフェストの交付日と工期にズレが生じる場合は、担当に理由を説明すること
- 別紙「産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る注意事項」を熟読し、不明な点が生じた場合は、営業課又は 3R 推進課に確認すること